

# 特定個人情報保護評価の実施

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）の施行により、共済組合では、昨年の『共済だより12月号』でお知らせしたとおり、番号法に規定されている個人番号利用事務実施者として平成29年1月よりマイナンバーの収集を開始し、短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業等の事務に利用することとなり、このマイナンバーを含む特定個人情報ファイルを保有しようとする、または保有する国の行政機関や地方公共団体等（以下「公共団体等」という。）は、特定個人情報保護評価書を公表し、適切な措置を講ずることを国民に宣言しなければなりません。

この特定個人情報保護評価とは、公共団体等が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもので、共済組合では、保有する特定個人情報ファイルが番号法に基づくその他の個人情報保護委員会規則で定めるものとして、特定個人情報保護評価の実施は義務付けされておられません。

しかし、マイナンバーを含む特定個人情報を保護する観点から、特定個人情報の利用範囲やその適切な安全措置を講じていることを公に宣言するため、本組合としては、任意で特定個人情報保護評価を実施いたしましたので、組合員の皆さまにお知らせいたします。

なお、公表した短期給付事務及び長期給付事務に関する保護評価書については、本組合ホームページ、または個人情報保護委員会ホームページからご覧いただけます。

※特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルまたは個人情報データベース等をいいます。

※マイナンバー制度に便乗した不審な電話等にはご注意ください。（共済組合では、電話や電子メールで個人にマイナンバーの提供を求めること、照会することはありません。）



特定個人情報保護評価書のバナーをクリック

## 特定個人情報保護評価に関するお問い合わせ先

短期給付に関すること

保険課 ▶ 048-822-3306

長期給付に関すること

年金課 ▶ 048-822-3307

